

議員発案第 2 号

学費軽減制度の抜本的拡充など私学助成の増額等を求める
意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、関係行政庁に対し、別紙「学費軽減制度の抜本的拡充など私学助成の増額等を求める意見書」を提出するものとする。

平成22年9月28日 提出

提 出 者 三条市議会議員 野 崎 正 志

賛 成 者 三条市議会議員 久 住 久 俊

同 三条市議会議員 高 坂 登 志 郎

同 三条市議会議員 杉 井 旬

同 三条市議会議員 西 川 重 則

同 三条市議会議員 小 林 誠

学費軽減制度の抜本的拡充など私学助成の増額等を求める意見書

私立高校は、建学の精神に基づいて教育を進める公の教育機関として認可され、地域の子供たちの教育に邁進しながら、独自の伝統と教育システムを発展させ、社会的に重要な役割を担ってきた。

今年度4月から公立高校の授業料無償化が始まった。一方、私立高校では学費の一部を補う就学支援金が支給され、私学保護者の学費負担が昨年度よりは軽減されることになったが、初年度納付金で平均約18万円～40万円の負担が残ったままとなっている。

本県においては、国の就学支援金に加えて、県独自の学費軽減助成予算を昨年度並みに維持すれば、年収350万円未満世帯の私立高校学費(施設設備費を含む)全額無償、年収500万円未満世帯の授業料全額無償は実現可能であった。しかし、4億円から1億円に減額し、昨年度比マイナス75%という県独自予算の大幅な削減により、授業料全額無償は年収250万円未満世帯にとどまっている。公立高校の授業料無償化の中で、私学の保護者は依然として高額の学費負担を強いられ、今日の厳しい経済状況と相まって、その負担感は一層重いものとなっている。

以上により、新潟県におかれては、私立高校が公教育に果たしている役割を十分理解されるとともに、教育費負担の公私間格差の解消を展望し、学費軽減制度の抜本的拡充など私学助成の増額、拡充に一層努力されるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年9月28日

三条市議会議長 下村喜作

[提出先]

新潟県知事